

Wednesday

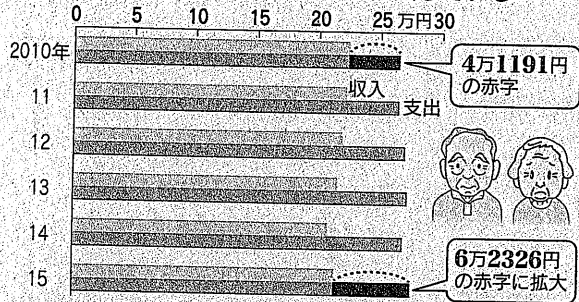
# 高齢者年金生活苦しく

2017年度以降、国は医療・介護分野で高齢者に所得に応じた負担増を求めていく。家計収支の赤字幅がここ数年増加傾向にある高齢世帯にとって影響が大きい。高齢世帯が収入を増やすのは難しく、支出の削減にも限度がある。世帯によっては厳しい状況が続かねない。

「年金しか収入がないから、年金が減って不安。年々働いて何とかするつもりで、働いて何とかなることもできないし……」。こんな苦言を口にする年金生活者が増えたといい、東京都内で開業するファイナンシャルプランナー(FP)の感想だ。

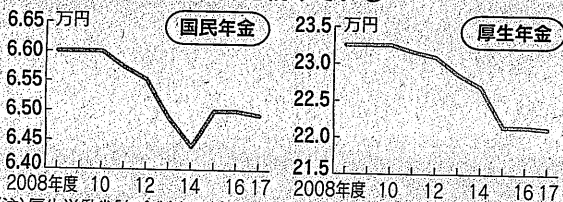
高齢者の家計収支が悪化している。総務省の家計調査(15

## 高齢夫婦世帯の月収支は赤字が拡大している



(注) 総務省「家計調査」より。夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみ無職世帯の家計収支

## 年金月額額は減少傾向を続けている



(注) 厚生労働省「年金制度のポイント」などから作成。厚生年金は夫婦2人分の基礎年金を含む標準的な年金額

## 70歳以上の高額療養費の上限額が見直され、負担が増える人も

現在		2017年8月から	
負担の上限額 (世帯)	負担の上限額 (世帯)	負担の上限額 (世帯)	負担の上限額 (世帯)
外来(個人) 4万4400円	8万100円 + (総医療費 - 26万7000円) × 1%	外来(個人) 5万7600円	8万100円 + (総医療費 - 26万7000円) × 1%
現役並み 1万2000円	4万4400円	現役並み 1万4000円 (年間14.4万円上限)	5万7600円

(注) 現役並みは年収370万円以上など、一般は現役並み以外の人。住民税非課税などの低所得者向けの上限額もある

70歳以上の高齢無職世帯(世帯員2人以上)はどうか。世帯主が70・74歳の1万月の赤字は約6万8000円、75歳以上では同約4万5000円(15年)に上る。単身世帯もやはり赤字だ。15年は公的年金などの社会保障給付がわずかに増えたものの、消費は膨らみ、社会保険料など非消費支出の負担も増した。

家計が硬直化

高齢世帯の収入の大半を占める公的年金は減少傾向が続

く(タリフ)。厚生年金保険、国民年金の支給額は17年度も減る。「収入は減るが消費はすぐに減らない」という家計の硬直性がこがえる。「とFPのハツ井慶子氏は話す。高齢者の多くは貯蓄の取り崩しや支出切り詰めで対応せざるを得ないが「医療や介護費はなかなか削れないのが現状」(ハツ井氏)だ。

負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化……。そんな旗印を掲げて国は医療・介護制度の改革を進める。17年度の予算では、70歳以上の高

# 医療・介護の負担増で赤字拡大

高齢者にも所得に応じた負担増(応能負担)を打ち出した。医療では「高額療養費」「後期高齢者の保険料軽減特例」など、介護では「高額介護サービス費」といった制度が見直される。一般的な収入で医療・介護サービスを利用する頻度が高ければ、家計収支がどうあれ、負担は増える。

社会保険労務士の井戸美枝氏に、高齢の夫婦世帯と単身世帯について制度見直しの影響を試算してもらった(いずれも東京都内在住の前提)。

【高齢夫婦】80歳のAさんと77歳のBさんは夫婦で2人暮らし。収入は年金のみでAさんは年に21万円、Bさんは80万円だ。Aさんは心臓に、Bさんは高血圧の持病があり、頻りに病院に通う。医療費は2人合計で60万円に達する月もある。これまでどんなに医療費を使っても、世帯の負担額は月4万4400円で済んだ。8月から70歳以上の高額療養費制度の見直しで、月5万7600円と1万3200円も増える(図C)。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度では年収の少ない人は支払う保険料が少なく済む特例があったが、4月から見直される。約4000円だったAさんの毎月の保険料は約5300円に上がる(Bさんは約1700円に変わる)。2つの制度見直しで世帯の医療費負担は月に1万4500円も増える。

【高齢単身者】76歳の男性Cさんはひとり暮らし。在宅で介護サービスを利用している。収入は年金だけだが、金額は年280万円と高齢者の中では多い。毎日のように在宅介護サービスを使うCさんには、8月から高額介護サービス費の見直しで、これまで個人負担の上限は3万7200円だったが、4万4000円に引き上げられる。月7200円の出費増だ。

年齢医療制度では年収の少ない人は支払う保険料が少なく済む特例があったが、4月から見直される。約4000円だったAさんの毎月の保険料は約5300円に上がる(Bさんは約1700円に変わる)。2つの制度見直しで世帯の医療費負担は月に1万4500円も増える。

【高齢単身者】76歳の男性Cさんはひとり暮らし。在宅で介護サービスを利用している。収入は年金だけだが、金額は年280万円と高齢者の中では多い。毎日のように在宅介護サービスを使うCさんには、8月から高額介護サービス費の見直しで、これまで個人負担の上限は3万7200円だったが、4万4000円に引き上げられる。月7200円の出費増だ。

無駄な出費抑制

高額療養費の見直しはCさんにも影響する。毎日のように病院で膝や腰に理学療法を受けているからだ。外来の個人負担は1万2000円が上限だったが、8月に1万4000円に上がる。介護サービスを利用しているCさんには、8月から高額介護サービス費の見直しで、これまで個人負担の上限は3万7200円だったが、4万4000円に引き上げられる。月7200円の出費増だ。

運用に資金を回すのが難しい高齢世帯は家計防衛の選択肢が少ない。ケアハウスの入居や物価の安い地方都市への移住を勧める人もいるが、環境の変化には向き不向きもある。子どもたちに余裕があれば、高齢の親世帯の家計や貯蓄の管理にかかわるのも一案だ。無駄な出費の抑制に加えて、高齢者だけだと見逃すこともある国の給付金などのお金の手続にも対応できるかもしれない。親の健康状態が分かれば、医療費の削減に役立つ可能性もある。

(土井誠司)

今回の試算で高齢単身者もものつとつケースを考えてみよう。仮にCさんが女性で年金収入が年120万円(遺族年金含む)、74歳まで息子(扶養家族)となり、75歳で後期高齢者医療制度に加入したとする。扶養家族のうちCさんの保険料はゼロだったが、後期高齢者医療制度に入ると保険料が発生する。

まとめ

元被扶養者 特例も見直し

ただこうした元被扶養者も保険料の軽減特例が適用され、自己負担はこれまで1割だった。2017年4月からの特例も見直される。自己負担は17年度は3割、18年度は5割と段階的に増える予定。Cさんの保険料月額の目安は3500円から10600円、17700円と急激に伸びる可能性がある。